

## 道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議

- 山形県地域公共交通計画において、地域全体として維持すべき路線として位置付ける下記路線については、運賃も含めたサービス内容を、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとしている（「協議運賃」）。
- 「協議運賃」とするためには、道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項の規定により、山形県地域公共交通活性化協議会等において協議が調っている必要がある。
- このため、本協議会において、下記路線の「協議運賃」への変更について協議する。
- ※ 本協議会で協議が調った際は、各事業者に「道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書」を交付する。

## 記

## 1 協議運賃対象系統（路線）

系統系	事業者	協議運賃等
①上山～仙台	山交バス(株)	・協議運賃は、資料 6 - 2 のとおり
②米沢～仙台	山交バス(株)	・協議運賃は、資料 6 - 3 のとおり
③新庄(東根・作並) 仙台	山交バス(株)	・協議運賃は、資料 6 - 4 のとおり
④山形(月山口)鶴 岡	山形県地域公共交通活性化協議会(山交バス(株)、庄内交通(株))	・協議運賃は、資料 6 - 5 のとおり
⑤上山～仙台	宮城交通(株)	・協議運賃は、資料 6 - 6 のとおり
⑥米沢～仙台	ジェイアールバス東北(株)	・協議運賃は、資料 6 - 7 のとおり
⑦山形市役所(六角・荒砥)長井	山交バス(株)	・協議運賃は、資料 6 - 8、9 のとおり ※ 運賃の上限を 1,000 円に設定するほか、経路の変更(主な経由地に長井駅を設定)を行う。

## 2 適用する期間

令和 3 年 10 月 1 日から

< 道路運送法及び同施行規則の抜粋 >

## 道路運送法

### 第二章 旅客自動車運送事業

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

- 第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

### 道路運送法施行規則

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

- 第九条 法第九条第三項又は第四項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）届出書を提出するものとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 設定又は変更しようとする運賃等を適用する路線
  - 三 設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合には、新旧の運賃等（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
  - 四 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
  - 五 実施予定日
- 2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は協議会において協議が調つていることを証する書類を添付するものとする。
- (法第九条第四項の協議が調つたとき)
- 第九条の二 法第九条第四項の協議が調つたときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調つているときとする。

普通旅客運賃表及び新旧運賃対照表

整理番号 S-21

資料6-2  
【山交バス】

別表4-3

高速 上山 (笹谷) 仙台 高松葉山温泉 (笹谷) 県庁・市役所前間

1. 基準賃率

種類	区間	賃率
基準賃率	2.0キロまで	基準賃率の2倍
	2.1キロ~50.0キロ	17円00銭
	50.1キロ以上	基準賃率の0.7倍

高松葉山温泉

かみのやま温泉 1.4

新軽微運賃
現行軽微運賃
実キロ

かみのやま温泉駅前 0.8 2.2

運賃調整原因別符号	
調整原因	符号
	調整下げ 調整上げ
自社他系統	●
他社系統	※
不合理	●
暫定	○
その他	□

リナワールド前 5.1 5.9 7.3

大学病院口 (4.9) 10.0 10.8 12.2

芸術工科大学前 2.4 7.3 12.4 13.2 14.6

小立一丁目 1.4 3.8 8.7 13.8 14.6 16.0

山形県庁前 2.5 3.9 6.3 11.2 16.3 17.1 18.5

広瀬通一番町 1,000 1,000 1,000 1,000 1,200 1,200 1,200 1,200  
60.2 62.7 64.1 66.5 71.4 76.5 77.3 78.7

仙台駅前 (0.8) 1,000 1,000 1,000 1,000 1,200 1,200 1,200 1,200  
61.0 63.5 64.9 67.3 72.2 77.3 78.1 79.5

県庁・市役所前 (1.5) 2.3 1,000 1,000 1,000 1,000 1,200 1,200 1,200 1,200  
62.5 65.0 66.4 68.8 73.7 78.8 79.6 81.0

合計	0	0	0	3,000	0	0	0	0	0	3,000
	3,000	3,000	3,000	0	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	23,400
	183.7	191.2	195.4	202.6	217.3	232.6	235.0	239.2	239.2	1,697.0

往復 高松葉山温泉~山形県庁前間、広瀬通一番町~県庁・市役所前間はクロズドドア 平均賃率 改定 15.55  
税抜き 14.13

# 普通旅客運賃表及び新旧運賃対照表

米沢(東北中央道・東北道)仙台 仙台駅東口～米沢市役所前 間

整理番号 A-5

【山交バス】

別表1

## 1. 基準賃率

	区 間	賃 率
基準賃率	2.0kmまで	基準賃率の2倍
	2.1km～30.0kmまで	20円42銭
	30.1km以上	基準賃率の0.7倍

米沢市役所前 1.96 上杉神社前 2.07  
 $4.03 \times 1/2 = 2.015 \approx 2.0$

上杉神社前 3.1 米沢駅東口 2.8  
 $5.9 \times 1/2 = 2.95 \approx 3.0$

米沢駅東口 2.78 道の駅米沢 2.57  
 $5.35 \times 1/2 = 2.675 \approx 2.7$

道の駅米沢 110.42 広瀬通一番町 110.63  
 $221.05 \times 1/2 = 110.525 \approx 110.5$

変更軽微運賃
現行軽微運賃
実キロ

		米沢市役所前				
		上杉神社前				2.0
		米沢駅東口				3.0
						5.0
		道の駅米沢				2.7
						5.7
						7.7
						2,000
						2,000
						2,000
						2,000
		広瀬通一番町				110.5
						113.2
						116.2
						118.2
		仙台駅東口				1.5
						112.0
						114.7
						117.7
						119.7
合 計						4,000
						4,000
						4,000
						4,000
						16,000
						222.5
						227.9
						233.9
						237.9
						922.20

2021.04.01実施

平均賃率 17.34

**平均賃率 15.76**

※米沢市内停留所の取り扱いについて、仙台発米沢ゆきは降車専用停留所となります。  
 ※仙台市内停留所の取り扱いについて、仙台発米沢ゆきは乗車専用停留所となります。

運賃用キロ程	仙台駅東口	1.5	広瀬通一番町	110.5	道の駅米沢	2.7	米沢駅東口	3.0	上杉神社前	2.0	米沢市役所前
--------	-------	-----	--------	-------	-------	-----	-------	-----	-------	-----	--------

# 普通旅客運賃表及び新旧運賃対照表

整理番号 M-19

資料6-4

【山交バス】

別表1-1

## 特急 新庄(東根・作並)仙台線 新庄駅前(東根・作並)仙台駅前間

### 1. 基準賃率及び平均賃率

区分	改定	改定	※
基準賃率	41円10銭	38円10銭	47円70銭
平均賃率	32円55銭		円銭

※基準賃率47円70銭は、平成20年12月24日までの区間運賃で1000円未満の区間に適用

### 2. 指定停留所

区界停留所	指定停留所	料程	摘要
原宿	東郷	2.65	
	原宿	0	

新庄駅前  $\frac{9.59}{9.54}$  舟形十字路  
 $19.13 \div 2 = 9.565 \approx 9.6$

舟形十字路  $\frac{14.25}{14.40}$  尾花沢待合所  
 $28.65 \div 2 = 14.325 \approx 14.3$

尾花沢待合所  $\frac{16.25}{16.05}$  村山駅前  
 $32.3 \div 2 = 16.15 \approx 16.1$

原宿  $\frac{1.80}{1.87}$  休石  $\frac{2.00}{1.93}$  大滝  
 $3.67 \div 2 = 1.835 \approx 1.8$       $3.93 \div 2 = 1.965 \approx 2.0$

新軽微運賃
現行軽微運賃
キロ程

運賃調整原因符号		
調整原因	符号	
	調整下げ	調整上げ
自社他系統	$\diagdown$	●
他社系統	$\diagdown$	※
不合理	$\diagdown$	●
暫定	●	$\diagdown$
その他	□	$\diagdown$

区間	新庄駅前														
	舟形十字路	尾花沢待合所	村山駅前	公立病院前	さくらんぼ東根駅前	東郷	原宿	休石	大滝	作並温泉	作並温泉入口	仙台高専	広瀬キャンパス入口	仙台駅前	合計
新庄駅前	570														
舟形十字路	(9.6)														
尾花沢待合所		(14.3)													
村山駅前			(16.1)												
公立病院前															
さくらんぼ東根駅前															
東郷															
原宿															
休石															
大滝															
作並温泉															
作並温泉入口															
仙台高専															
広瀬キャンパス入口															
仙台駅前															
合計	0	0	0	0	4,580	4,970	6,380	6,850	7,130	8,850	10,060	10,520	59,340	59,340	
	610	1,850	2,010	4,210	0	0	480	950	1,350	3,420	5,470	6,590	26,940	26,940	
	13.4	42.2	45.2	107.6	117.6	128.4	183.7	213.5	232.4	393.4	528.7	643.9	2,650.0	2,650.0	

2020.07.31実施

平均賃率 32.55  
 税抜き 29.59

普通旅客運賃表及び新旧運賃対照表

整理番号

I-1(6)

【山形県地域公共交通活性化協議会】

高速山形(月山口・湯殿山口)鶴岡 線 山交ビルバスターミナル～エスモールバスターミナル 間

別表2

1. 基準賃率及び平均賃率

区分	現行	※
基準賃率	41円 10銭	47円 70銭

※の賃率は山交ビルバスターミナル～西川バスストップ間のみ適用することとする

2. 指定停留所

区界停留所	指定停留所	料程	摘要
山交ビルバスターミナル	山交ビルBT	0	
	山形駅前	0.3	

3. 按分料

山交ビル  $\frac{2.4}{1.81}$  南高前 (山大入口)  
 $4.21 \times 1/2 = 2.105 \approx 2.1$

南高前  $\frac{1.6}{1.58}$  県庁前  $\frac{21.85}{21.87}$  寒河江BS  
 $3.18 \times 1/2 = 1.59 \approx 1.6$   $43.72 \times 1/2 = 21.86 \approx 21.9$

庄内観光物産館  $\frac{4.8}{4.2}$  エスモールバスターミナル  
 $9.0 \times 1/2 = 4.5$

(A)月山口

山交ビルバスターミナル	1,700								
	54.0								

南高前(山大入口)	200	1,700							
	(2.1)	51.9							

南高前	190	270	1,670						
県庁前	(1.6)	3.7	50.3						

庄内観光物産館	680	680	680	1,090					
寒河江BS	(21.9)	23.5	25.6	28.4					

西川BS	750	1,210	1,210	1,210	760				
	11.0	32.9	34.5	36.6	17.4				

分岐点(A)

湯殿山口	1,390	1,660	2,210	2,250	2,300	880			
	33.6	44.6	66.5	68.1	70.2	18.0			

(A)

新軽微運賃	
現行軽微運賃	
キロ程	

庄内あさひBS	680	1,600	1,850	2,400	2,450	2,450	1,200		
	12.7	46.3	57.3	79.2	80.8	82.9	30.7		

庄内観光物産館	750	1,250	2,000	2,250	2,600	2,600	2,600	1,600	
	16.0	28.7	62.3	73.3	95.2	96.8	98.9	46.7	

エスモールバスターミナル	420	850	1,380	2,100	2,300	2,600	2,600	2,600	1,700
	(4.5)	20.5	33.2	66.8	77.8	99.7	101.3	103.4	51.2

合計	420	1,600	3,310	7,090	8,810	11,700	11,980	12,310	12,300	69,520
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4.5	36.5	74.6	209.0	264.0	395.4	406.6	423.4	348.6	2,162.6

平均賃率 32.14  
 税抜き 29.21

2021.10.01～

普通旅客運賃表及び新旧運賃対照表

資料6-6

【宮城交通】

高速 仙台～上山線

1. 基準賃率

種類	区間	賃率
基準賃率	2.0キロまで	基準賃率の2倍
	2.1キロ～50.0キロ	17円00銭
	50.1キロ以上	基準賃率の0.7倍

新軽微運賃
現行軽微運賃
実キロ

運賃調整原因別符号		
調整原因	符号	
	調整下げ	調整上げ
自社他系統	／	●
他社系統	／	※
不合理	／	・
暫定	・	／
その他	□	／

区間	実キロ	新軽微運賃	現行軽微運賃	調整	調整後	調整後	調整後	調整後	調整後	調整後	調整後								
高松葉山温泉																			
かみのやま温泉										1.4									
かみのやま温泉駅前									0.8	2.2									
リナワールド前									5.1	5.9	7.3								
大学病院口									(4.9)	10.0	10.8	12.2							
芸術工科大学前									2.4	7.3	12.4	13.2	14.6						
小立一丁目									1.4	3.8	8.7	13.8	14.6	16.0					
山形県庁前									2.5	3.9	6.3	11.2	16.3	17.1	18.5				
広瀬通一番町									1,000	1,000	1,000	1,200	1,200	1,200	1,200				
仙台駅前									60.2	62.7	64.1	66.5	71.4	76.5	77.3	78.7			
仙台駅前									1,000	1,000	1,000	1,200	1,200	1,200	1,200				
仙台駅前									(0.8)	61.0	63.5	64.9	67.3	72.2	77.3	78.1	79.5		
仙台駅前									1,000	1,000	1,000	1,200	1,200	1,200	1,200				
仙台駅前									1,000	1,000	1,000	1,200	1,200	1,200	1,200				
仙台駅前									(1.5)	2.3	62.5	65.0	66.4	68.8	73.7	78.8	79.6	81.0	累計
合計									0	0	0	3,000	0	0	0	0	0	3,000	
合計									3,000	3,000	3,000	0	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	23,400	
合計									183.7	191.2	195.4	202.6	217.3	232.6	235.0	239.2	239.2	1,697.0	

往復 高松葉山温泉～山形県庁前間、広瀬通一番町～県庁・市役所前間はクロズドドア

平均賃率 改定 15.5569

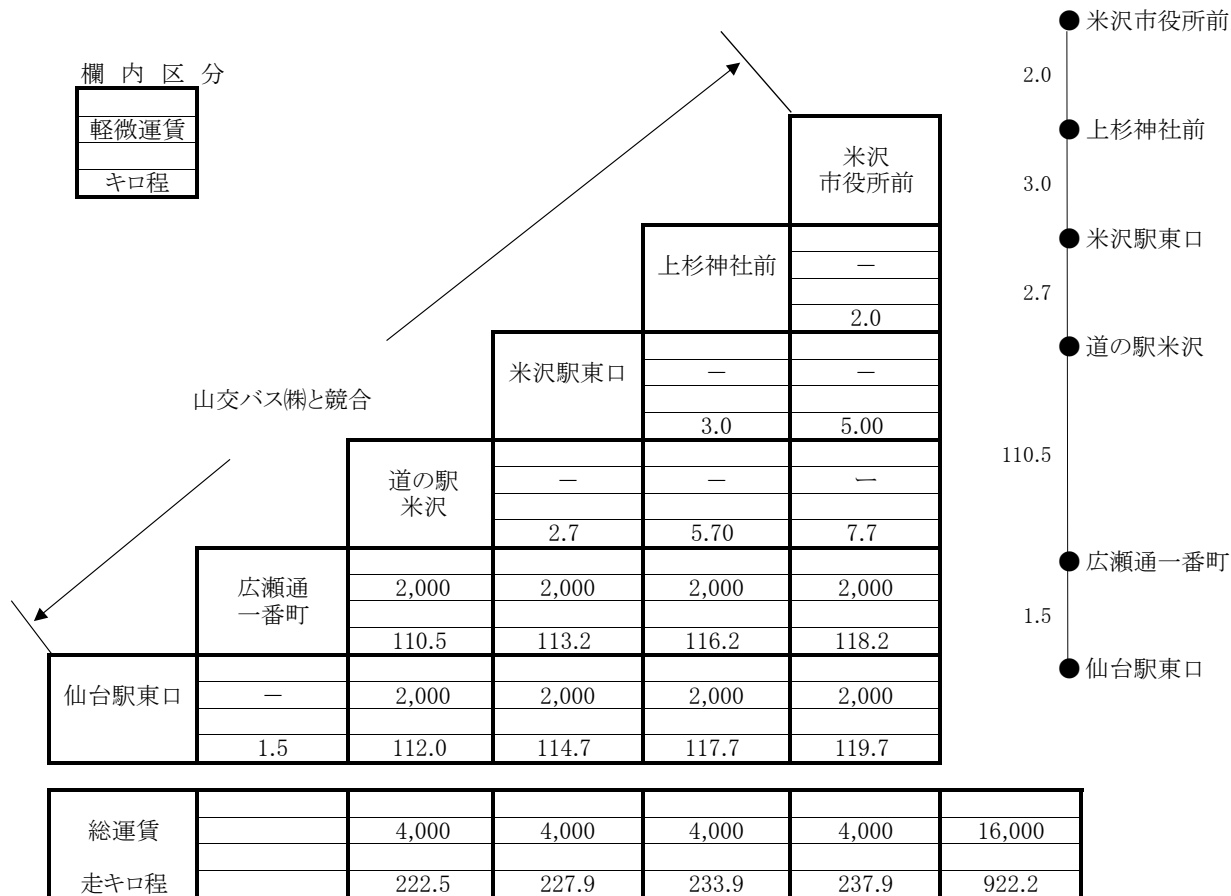
15.55

税抜き 14.13

普通旅客運賃表

【JRバス東北】

普通旅客運賃表 仙台駅東口～米沢市役所前間



(注) 次の区間の相互発着となる旅客の取扱いはありません。

- ① 仙台駅東口～広瀬通一番町
- ② 米沢市役所前～上杉神社前～米沢駅東口～道の駅米沢

米沢市役所前～上杉神社前                      往路1.96km+復路2.07km ÷ 2 ≒ 2.0km  
 上杉神社前～米沢駅東口                      往路3.10km+復路2.80km ÷ 2 ≒ 3.0km  
 米沢駅東口～道の駅米沢                      往路2.78km+復路2.57km ÷ 2 = 2.675km ≒ 2.7km  
 道の駅米沢～広瀬通一番町                      往路110.42km+復路110.63km ÷ 2 = 110.525km ≒ 110.5km

総運賃	16,000	
総キロ	922.2	
平均賃率	17.34	(総運賃 ÷ 総キロ)
税抜き	15.76	小数点3位以下切捨て

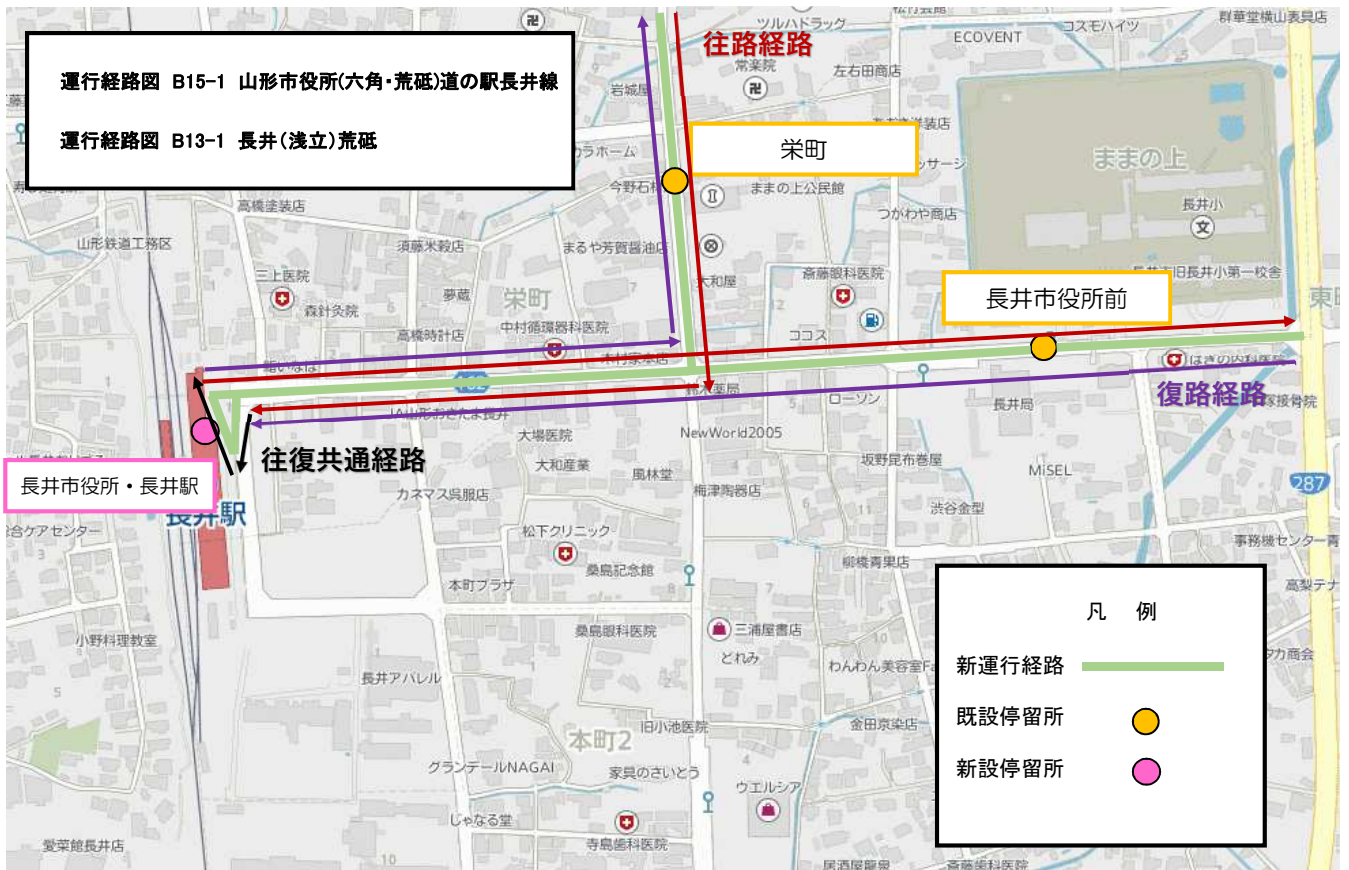






■山形市役所(六角・荒砥)長井 【山交バス】

<変更後>



<変更前>

